

集会施設使用料のお支払いにあたり、便利な銀行振込での受付サービスを開始します！

これまで集会施設のご利用にあたっては、前月15日までに各都立庭園サービスセンター窓口で「有料施設使用申請書」にご記入の上、使用料を直接お支払いいただいていたのですが、令和元年6月1日より、便利な銀行振込みでのお支払い受付サービスを開始いたします。

銀行振込みでの使用料の支払いにあたっては、以下のフロー図のとおり所定のお手続きが必要となりますので、ご希望の方は各都立庭園サービスセンターまでお問い合わせください。

